

■上乗せ排水基準

○日最大排水量が 50 m³/日以上 of 工場又は事業場に適用されます。

○条例に基づく上乗せ排水基準（排水基準より厳しい基準）が定められている項目については、上乗せ排水基準が適用されます。

- 1 昭和 50 年 1 月 1 日前に設置されている特定事業場
 （同日前から設置の工事がなされているものを含む。）
 (1) 下水道整備地域以外の地域に所在するもの

特定事業場の区分	BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)		n-Hex (mg/L)		Phenol (mg/L)
	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	M	A	
							最大	最大	最大
畜産農業等に係る畜房施設を設置するもの	120	100	120	100	90	70	—	—	—
食料品製造業に係るもの									
果実缶詰製造業に係るもの									
排出水の量が500m ³ 以上のもの	80	60	80	60	60	50	—	—	—
排出水の量が500m ³ 未満のもの	120	100	120	100	90	70	—	—	—
その他のもの									
排出水の量が1,000m ³ 以上のもの	40	30	40	30	40	30	—	20	—
排出水の量が500 m ³ 以上1,000m ³ 未満のもの	60	50	60	50	60	50	—	20	—
排出水の量が500m ³ 未満のもの	120	100	120	100	90	70	—	20	—
動物系飼料、有機質肥料又は動物植物油旨の製造業に係るもの	60	50	60	50	60	50	—	20	—
繊維工業に係るもの	80	60	80	60	90	70	—	—	—
パルプ、紙又は糊加工品の製造業に係るもの									
繊維板製造業又はパルプ製造業に係るもの									
排出水の量が10,000m ³ 以上のもの	60	50	60	50	60	50	—	—	—
排出水の量が10,000m ³ 未満のもの	120	100	120	100	120	100	—	—	—
その他のもの									
排出水の量が10,000m ³ 以上のもの	60	50	60	50	60	50	—	—	—
排出水の量が10,000m ³ 未満のもの	80	60	80	60	90	70	—	—	—
化学工業に係るもの									
無機化学工業製品製造業に係るもの									
排出水の量が5,000m ³ 以上のもの	20	15	20	15	30	25	—	—	—
排出水の量が5,000m ³ 未満のもの	25	20	25	20	60	50	—	—	—
その他のもの									
排出水の量が5,000m ³ 以上のもの	30	25	30	25	30	25	—	—	1
排出水の量が5,000m ³ 未満のもの	50	40	50	40	60	50	—	—	1
石油精製業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2	—	1
鉄鋼業に係るもの	15	10	15	10	50	40	2	—	—
非鉄金属製造業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2	—	1
金属製品製造業又は機械工業に係るもの									
排出水の量が5,000m ³ 以上のもの	30	25	30	25	30	25	3	—	—

排水水の量が5,000m ³ 未満のもの	50	40	50	40	60	50	3	—	—
ガス供給業又はコークス製造業に係るもの									
排水水の量が200,000m ³ 以上のもの	15	7	15	7	25	20	2	—	1
排水水の量が200,000m ³ 未満のもの	20	10	20	10	30	25	2	—	1
洗濯業に係るもの	100	80	100	80	90	70	—	—	—
と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	80	60	80	60	90	70	—	20	—
廃油処理施設を設置するもの	60	50	60	50	60	50	2	—	—
し尿処理施設を設置するもの	40	30	40	30	90	70	—	—	—
下水道終末処理施設を設置するもの									
高級処理する場合	25	20	25	20	60	50	—	—	—
中級処理する場合	60	50	60	50	90	70	—	—	—
その他のもの	80	60	80	60	90	70	5	30	—

(2) 下水道整備地域に所在するもの

特定事業場の区分	BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)		n-Hex (mg/L)		Phenol (mg/L)
	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	M	A	
							最大	最大	最大
食料品製造業に係るもの									
排水水の量が1,000m ³ 以上のもの	30	20	30	20	30	20	—	15	—
排水水の量が500 m ³ 以上1,000m ³ 未満のもの	50	40	50	40	50	40	—	20	—
排水水の量が500m ³ 未満のもの	80	60	80	60	80	60	—	20	—
動物系飼料、有機質肥料又は動物植物油旨の製造業に係るもの	40	30	40	30	50	40	—	20	—
繊維工業に係るもの	50	40	50	40	50	40	—	—	—
パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの									
排水水の量が10,000m ³ 以上のもの	40	30	40	30	40	30	—	—	—
排水水の量が10,000m ³ 未満のもの	70	50	70	50	70	50	—	—	—
化学工業に係るもの									
排水水の量が5,000m ³ 以上のもの	15	10	15	10	15	10	—	—	1
排水水の量が5,000m ³ 未満のもの	25	20	25	20	25	20	—	—	1
石油精製業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2	—	1
鉄鋼業に係るもの	15	10	15	10	50	40	2	—	—
非鉄金属製造業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2	—	1
金属製品製造業又は機械工業に係るもの	30	25	30	25	30	25	3	—	—
ガス供給業又はコークス製造業に係るもの	15	7	15	7	25	20	2	—	1
洗濯業に係るもの	60	50	60	50	60	50	—	—	—
と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	60	50	60	50	60	50	—	20	—
廃油処理施設を設置するもの	40	30	40	30	40	30	2	—	—
し尿処理施設を設置するもの	40	30	40	30	80	60	—	—	—
下水道終末処理施設を設置するもの									
高級処理する場合	25	20	25	20	60	50	—	—	—
中級処理する場合	60	50	60	50	90	70	—	—	—
指定地或特定施設を設置するもの	40	30	40	30	80	60	—	—	—
みなし指定地或特定施設を設置するもの	40	30	40	30	80	60	—	—	—
その他のもの	40	30	40	30	60	50	5	30	—

2 昭和50年1月1日以後に設置される特定事業場

(1) 下水道整備地域以外の地域に所在するもの

特定事業場の区分	BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)		n-Hex (mg/L)		Phenol (mg/L)
	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	M	A	
							最大	最大	最大
畜産農業等に係る畜房施設を設置するもの	80	60	80	60	80	60	—	—	—
化学工業に係るもの									
排水水の量が5,000m ³ 以上のもの	15	10	15	10	15	10	—	—	1
排水水の量が5,000m ³ 未満のもの	20	15	20	15	25	20	—	—	1
石油精製業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2	—	1
鉄鋼業に係るもの	15	10	15	10	30	25	2	—	—
非鉄金属製造業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2	—	1
金属製品製造業又は機械工業に係るもの	15	10	15	10	20	15	2	—	—
ガス供給業又はコークス製造業に係るもの	15	7	15	7	15	10	2	—	1
廃油処理施設を設置するもの	15	10	15	10	25	20	2	—	—
し尿処理施設を設置するもの	30	20	30	20	60	50	—	—	—
下水道終末処理施設を設置するもの	25	20	25	20	60	50	—	—	—
指定地域特定施設を設置するもの	30	20	30	20	60	50	—	—	—
みなし指定地域特定施設を設置するもの	30	20	30	20	60	50	—	—	—
その他のもの									
排水水の量が2,000m ³ 以上のもの	15	10	15	10	25	15	2	10	—
排水水の量が1,000m ³ 以上2,000m ³ 未満のもの	20	15	20	15	30	20	3	15	—
排水水の量が1,000m ³ 未満のもの	30	20	30	20	50	40	5	20	—

(2) 下水道整備地域に所在するもの

特定事業場の区分	BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)		n-Hex (mg/L)		Phenol (mg/L)
	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	M	A	
							最大	最大	最大
化学工業に係るもの	15	10	15	10	15	10	—	—	1
石油精製業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2	—	1
鉄鋼業に係るもの	15	10	15	10	30	25	2	—	—
非鉄金属製造業に係るもの	15	10	15	10	15	10	2	—	1
金属製品製造業又は機械工業に係るもの	15	10	15	10	20	15	2	—	—
ガス供給業又はコークス製造業に係るもの	15	7	15	7	15	10	2	—	1
廃油処理施設を設置するもの	15	10	15	10	25	20	2	—	—
下水道終末処理施設を設置するもの	25	20	25	20	60	50	—	—	—
その他のもの									
排水水の量が1,000m ³ 以上のもの	10	5	10	5	20	15	2	5	—
排水水の量が500m ³ 以上1,000m ³ 未満のもの	15	10	15	10	30	20	3	10	—
排水水の量が500m ³ 未満のもの	20	15	20	15	40	30	5	15	—

3 備考

- 1 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。
- 2 「下水道整備地域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 3 「畜産農業等に係る畜房施設を設置するもの」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）別表第1第1号の2に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 4 「食料品製造業に係るもの」とは、令別表第1第2号から第10号まで又は第13号から第18号の2までに掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 5 「果実缶詰製造業に係るもの」とは、令別表第1第4号に掲げる施設のいずれかであって、果実缶詰製造業（果実の瓶詰又はつば詰を製造するものを含む。）の用に供するものを設置する工場又は事業場をいう。
- 6 「動物系飼料、有機質肥料又は動植物油脂の製造業に係るもの」とは、令別表第1第11号又は第12号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 7 「繊維工業に係るもの」とは、令別表第1第19号、第20号又は第21号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 8 「パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの」とは、令別表第1第23号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 9 「化学工業に係るもの」とは、令別表第1第22号、第24号から第28号まで又は第30号から第50号までに掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 10 「無機化学工業製品製造業に係るもの」とは、令別表第1第26号又は第27号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 11 「石油精製業に係るもの」とは、令別表第1第51号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場（当該施設のいずれかと令別表第1第70号に掲げる施設とを併せて設置するものを含む。）をいう。
- 12 「鉄鋼業に係るもの」とは、令別表第1第61号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 13 「非鉄金属製造業に係るもの」とは、令別表第1第62号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 14 「金属製品製造業又は機械工業に係るもの」とは、令別表第1第63号、第65号又は第66号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 15 「ガス供給業又はコークス製造業に係るもの」とは、令別表第1第29号、第57号又は第64号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
- 16 「洗濯業に係るもの」とは、令別表第1第67号に掲げる施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 17 「と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの」とは、令別表第1第69号に掲げる施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 18 「廃油処理施設を設置するもの」とは、令別表第1第70号に掲げる施設を設置する工場又は事業場（当該施設と令別表第1第51号に掲げる施設のいずれかとを併せて設置するものを除く。）をいう。
- 19 「し尿処理施設を設置するもの」とは、令別表第1第72号に掲げる施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 20 「下水道終末処理施設を設置するもの」とは、令別表第1第73号に掲げる施設を設置する事業場をいう。
- 21 「高級処理する場合」とは、下水道法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第435号）による改正前の下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条第1項の表に掲げる活性汚泥法、標準散水濾（ろ）床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理する場合をいい、「中級処理する場合」とは、同表に掲げる高級散水濾（ろ）床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理する場合をいう。
- 22 「指定地域特定施設を設置するもの」とは、水質汚濁防止法第2条第3項に規定する施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 23 「みなし指定地域特定施設を設置するもの」とは、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の2に規定する施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 24 「排水水の量」とは、工場又は事業場から排出される1日当たりの平均的な水の量のうち、当該業種に係るものをいう。

- 25 この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 26 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 27 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの最大量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 28 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排水水については、適用しない。ただし、し尿処理施設を設置するもの、下水道終末処理施設を設置するもの又はみなし指定地域特定施設を設置するもののみ該当する工場又は事業場から排出される排水水については、この限りでない。
- 29 この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場に該当する工場又は事業場が同時に他の特定事業場に該当する場合において、それらの特定事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準（し尿処理施設を設置するものに係る排水基準及びみなし指定地域特定施設を設置するものに係る排水基準を除く。）のうち最大の許容限度のものを適用する。
- 30 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場から排出される水を処理する事業場（令別表第1第74号に掲げる施設を設置する事業場をいう。）に係る排水水については、当該事業場が当該工場又は事業場の該当する特定事業場に該当するものとみなして適用する。この場合において、当該工場又は事業場が該当する特定事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、前項の規定を準用する。
- 31 昭和50年1月1日前に設置されている特定事業場（同日前から設置の工事がなされているものを含む。）を公共事業又は環境保全上知事が必要と認めた事業のため、同日以後移転した場合は、当該移転後の特定事業場は、同日前に設置されているもの又は同日前から設置の工事がなされているものとみなす。
- 32 令別表第1の改正により新たに特定事業場となった工場又は事業場に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とあるのは「当該工場又は事業場が水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）別表第1の改正により新たに特定事業場となった日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「当該工場又は事業場が令別表第1の改正により新たに特定事業場となった日以後」と、同表備考3中「水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）」とあるのは「令」と、同表備考30中「昭和50年1月1日前」とあるのは「当該工場又は事業場が令別表第1の改正により新たに特定事業場となった日前」とする。
- 33 旅館業に係る特定事業場（令別表第1第66号の3に掲げる施設のいずれかを設置する事業場をいう。）に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「平成21年10月1日以後」と、同表備考30中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」とする。